

H A C C P の普及推進について

近年、食品の製造加工の高度化、複雑化、さらには食品流通の広域化、グローバル化等する状況の中、食の安全を確保することは重要な課題です。

H A C C P は、効果的・効率的な食品衛生管理が可能になる手法として、今や国際標準となっており、諸外国ではH A C C P の義務化が進められており、わが国においても、現在H A C C P 普及推進の取り組みが行われております。

こうした中、県では昨年4月食品衛生法施行条例に従来型基準とは別に、新たにH A C C P 導入型基準を定め選択制としました。

H A C C P の導入により、食中毒の発生及び食品衛生法に違反する食品の製造等の防止つながるなど、食の安全性のより一層の向上が期待されることから、当センターにおいて管内の食品等事業者に対して、H A C C P の導入の理解を深めるための講習会や導入にあたっての支援を行っています。

【講習会】

平成28年度 回数 16回 受講者数 1, 646名

内容 H A C C P についての説明や導入のメリット等

【導入にあたっての支援】

(1) 平成28年度千葉県H A C C P 導入モデル事業

対象事業者 管内1事業者

「千葉県HACCP導入モデル事業実施要領」に基づく

ア 保健所の視察 2ヶ月に1回

イ 国が作成した確認票に基づくH A C C P 導入状況の確認

イ 県での報告会 年2回（中間・最終）

(2) 個別の食品事業者に対する支援

対象事業者 管内1事業者（平成28年10月31日現在）

※希望事業者に対して隨時対応

ア 従事者に対してH A C C P についての講習会の実施

イ 立入による支援 H A C C P 導入に関する助言等

ウ 書類によるH A C C P プランの確認

《参考》

千葉県H A C C P セミナー&相談会受講事業者（管内）

平成27年度（計4回開催） 8事業者

平成28年度（第3回まで） 6事業者